

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の改正について（概要）

1. 背景

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号。以下「改正法」という。）が令和4年6月17日に公布されたところ、改正法附則第1条本文の規定の施行等に伴い、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「建築物省エネ法施行令」という。）をはじめとした関係する政令について、所要の改正を行う。

※ 今般の政令の改正に伴い整備する予定の関係の告示案については、別途実施する告示案のパブリックコメントにおいて公表予定。

2. 改正の概要

i. 建築物省エネ法施行令の改正

- ・ 建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象外とする建築物の建築の規模について（新設）
改正法による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第10条第1項の規定により、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象外となる建築物の建築の規模について、当該建築に係る部分の床面積の合計が10㎡以下であることとする。

ii. 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の改正

- （1） 高度な構造計算が必要な木造以外の建築物の規模の見直し（建築基準法施行令第36条の2関係）
建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第1項第2号に該当する建築物（高度な構造計算を要する建築物）のうち、非木造建築物の具体的な要件を定めた建築基準法施行令第36条の2について、同条第2号及び第4号口の「高さが13m又は軒の高さが9mを超える建築物」の要件を「高さが16mを超える建築物」に改めることとする。
- （2） 木造の建築物における柱の小径基準の見直し（建築基準法施行令第43条関係）
木造の建築物における柱の小径について、横架材の相互間の垂直距離に対して、建築物の用途及び規模等に応じて告示で定める割合以上のものとしなければならないこととする。
- （3） 木造の建築物の筋かいに係る規制の見直し（建築基準法施行令第45条関係）
木造の建築物の筋かいに用いることができる材料について、現行において認められている木材又は鉄筋と同等以上の強度を有する材料として告示で定める材料又は国土交通大臣の認定を受けた材料の使用を新たに認めるとともに、筋かいの端部について、少なくともいずれか一方を柱と横架材との仕口に緊結すれば足りることとする（もう一方については、柱等に緊結することが必要）。
- （4） 木造の建築物における壁量計算の見直し（建築基準法施行令第46条関係）

階数が2以上又は延べ面積が50㎡超の木造の建築物においては、水平力により破壊等が生じない強度を有する材料を用いるものとして告示で定める軸組又は国土交通大臣の認定を受けた軸組を、地震及び風圧に対して安全性を担保できるものとして告示で定める基準に従って設置しなければならないこととする。

(5) 構造耐力上主要な部分である鋼材の接合方法の見直し（建築基準法施行令第67条関係）

現行において認められている軒高9m以下、張り間13m以下かつ延べ面積3,000㎡以下の建築物に加え、告示において定める一定の規模等の要件を満たす建築物についても、鋼材の接合方法として、高力ボルト接合等によらずともボルトが緩まないように必要な措置を講じたボルト接合によることができることとする。

(6) 建築物に一定の建築設備（エレベーター）を後付けする場合における建築確認等の手続の除外（建築基準法施行令第146条関係）

使用頻度が低い等の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして告示で定めるエレベーターについては、建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の建築確認等の手続を不要とする。

(7) 建築基準法第97条の2第1項及び第2項の規定により市町村に置く建築主事及び建築副主事の権限について（建築基準法施行令第148条関係）

建築基準法第97条の2第1項及び第2項の規定により市町村に置く建築主事及び建築副主事の権限に属する事務のうち建築物に係るものは、以下の建築物に係る事務とする。

- ・ 改正法による改正後の建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物のうち、木造の建築物（地階を除く階数が3以上であるもの、延べ面積が300㎡を超えるもの、高さが16mを超えるものを除く。）
- ・ 改正法による改正後の建築基準法第6条第1項第3号に掲げる建築物

iii. その他、所要の規定の整備を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和6年4月頃

施行：令和7年4月1日